

令和8年6月25日

市内介護保険事業者 各位

高齢者施設等における「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」及び「地域医療介護総合確保基金」に係る補助金活用希望に関する調査（依頼）

日頃より、本市の高齢者福祉施策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、国において防災・減災対策等の推進を目的とした「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の補助制度、また、神奈川県において地域介護の総合的な確保の推進を目的とした「地域医療介護総合確保基金」の補助制度が示されているところです。

つきましては、令和9年度以降の補助事業における予算化の検討を行うため、次のとおり活用希望調査を行います。補助金の活用を希望される場合は、別紙の調査票を期日までに御回答ください。来年度の活用希望がある場合は、必ず本調査に回答をお願いいたします。

なお、本調査は今年度の実施希望を調査するものではなく、来年度の予算措置の参考のため実施するものです。また、補助金の交付を約束するものではありません。

1 対象事業・対象施設・補助金額等

別紙及び県要領等参照

2 回答方法

各調査票（Excel）を記載いただき、Logo フォームから回答してください。

Logo フォーム：<https://logoform.jp/form/FUQz/1630125>

3 提出期日

令和8年7月24日（金）

4 留意事項

- (1) 補助対象は、事業所の運営法人が工事等の補助事業を行った場合になります。
- (2) 補助条件等がありますので、提出にあたり国・県の規定等を十分に御確認ください。
- (3) 補助事業は、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」及び神奈川県の「地域医療介護総合確保基金」等を財源としますので、国や県で補助メニューが予算化されなかった場合、本市においても予算化はされません。
- (4) 今後の補助金申請等において複数応募があった場合、今回の意向調査の回答事業所を優先する場合があります。
- (5) 神奈川県等から本市の調査に類似した活用希望調査がされた場合は、神奈川県等へも回答をしてください。（補助メニューにより、来年度以降、申請窓口が市から県へ変更される、またはその逆となる場合があります）
- (6) 補助事業が本市において予算化された場合、本市への事前相談、申請から交付決定ま

で(補助事業に着手できるまで)に数カ月かかることが見込まれますので御承知おきください。

- (7) 本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、100万円を超える補助金等を交付される補助事業者については方針に沿った対応をしていただきますので、基本方針を御確認ください。

(担当)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 介護基盤係

課共有メール：40kosui@city.kawasaki.jp

電話：044-200-3471